

史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画（仮称）

策定支援業務委託 仕様書

1 業務目的

本業務は、千葉県市川市に所在する史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡（以下、特に断らない限り「本史跡」という。）の整備に向け、『史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画（仮称）』（以下、特に断らない限り「整備基本計画」という。）を策定することを目的とする。

2 適用

本仕様書は、市川市（以下、「委託者」という）が発注する「史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画（仮称）策定支援業務」（以下、「本業務」という）に適用する。本業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

3 件名

史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画（仮称）策定支援業務委託

4 委託場所（納入場所）

市川市堀之内2丁目27番1号 市川市教育委員会生涯学習部考古博物館

5 委託期間

委託期間は、契約締結の日の翌日から令和7年3月24日までとする。

6 法令等の順守

本業務は本仕様書によるほか、本業務を受注した者（以下、「受託者」という。）は、下記法令等を順守して実施するものとする。

- (1) 文化財保護法
- (2) その他関係法令
- (3) 市川市市文化財保護条例
- (4) その他、市川市関係条例及び規則

7 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

8 守秘義務

- (1) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た目的ならびに内容について、委託者の了承を得ずに他にそれを漏らしてはならない。

9 提出書類

受託者は、契約締結後14日以内かつ、業務開始までに計画工程表、業務実施体制その他次の各号に掲げる事項を盛り込んだ作業計画書および着手届を委託者に提出し、承認を得ること。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど委託者の承諾を受けるものとする。

- (1) 計画工程表

- (2) 業務実施体制
- (3) 緊急時の連絡体制
- (4) 従事者名簿
- (5) 経歴書
- (6) その他当該業務に必要と認める事項

1 0 業務従事者

受託者は、本業務における業務実施責任者を定め、委託者に通知するものとする。また、受託者は業務実施責任者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、業務実施責任者は、過去3年以内に国指定史跡等の保存整備・活用に関する計画・設計・施工監理等の業務において、主任技術者もしくはそれに準じた技術者として従事した経験を有すること。

1 1 再委託

- (1) 受託者は、その受託した業務を一括して第三者に行わせてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を再委託することができる。この場合において、受託者は不必要な再委託を行ってはならない。
- (3) 受託者は再委託に付する場合には、次の各号に定める要件のすべて満たさなければならない。
 - ①受託者が本業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - ②協力者が市川市の入札参加業者適格者名簿に登録されたものである場合には、指名停止期間中でないこと。
 - ③協力者は、再委託する業務の履行能力を有すること。

1 2 資料提供

本業務に必要な資料のうち、委託者の所有とするものについては貸与するが、その取扱いについては十分注意するとともに、本業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は速やかに委託者に返却しなければならない。

1 3 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1 4 著作権および著作者人格権の権利

受託者は、本業務で作成した各種データおよび図面等の著作権を放棄する。同じく受託者は、著作者人格権を行使しない。また、受託者は、委託者の許可なく他に使用、複製、または貸与してはならない。

1 5 事故の対応

受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所管警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

1 6 損害の賠償

受託者は、本業務遂行中に委託者および第三者に損害を与えてはならない。万一損害を与えた場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

1 7 業務内容

本業務は、委託者が設置する「史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画検討委員会（仮称）」（以下、「委員会」という）の指導のもとに実施する。

(1) 本史跡の整備に向けた関係資料収集および整理

(ア) 計画準備

本史跡の整備に関し有益となる関連事例等の資料収集を行い準備する。

(イ) 関係資料収集、整理

本市の関係計画の収集等を行い整理する。

(ウ) 現地調査

基本計画策定に必要な現地調査を行う。

(2) 指定地の解析

(ア) 本史跡の自然的・歴史的・社会的環境

(イ) 本史跡指定地の与条件

(ウ) 本史跡の公開活用のための諸条件

(エ) 文化的資源広域関連整備計画の課題整理

(3) 計画内容の検討及び方針案の作成

(ア) 本史跡の本質的価値の保存と顕在化検討

(イ) 関連文化的資源活用の検討

(ウ) 地域に根差した保存と活用の検討

(エ) 整備の基本方針の検討と策定

(4) 整備基本計画素案の作成

受託者は、史跡整備に必要な基本計画の下記の検討を行い、整備基本計画素案（図表含）を作成する。

なお、整備基本計画素案の章立ては別添の通りとする。計画素案は、先に本市が策定した『史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡保存活用計画』（以下、「保存活用計画」という。内容については市川市公式Webサイト

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu09/1541000004.html>)を参照。)に基づくものとし、委員会の審議内容に基づき第1章から第5章までを作成する。また、新たに作成する素案内容ならびに図表は、委託者との協議に基づくものとする。

(ア) 全体地区計画及び地区区分計画

全体計画と地区区分(ゾーニング)計画を検討し、本史跡が本来持っていた空間配置及び各空間が果たしていた機能等の復元的な考察を行う。

保存活用計画を踏まえ、本史跡の特性に応じた整備の方針ならびに地区区分や計画の案を作成する。

(イ) 遺構保存に関する計画

保存活用計画を踏まえ史跡の地下の保存遺構について保存手法の案を作成する。

(ウ) 動線計画

保存活用計画を踏まえ、本史跡のエントランスやサブエントランス、見学者動線・管理用動線等を検討し、必要な内容の案を作成する。

(エ) 地形造成に関する計画

保存活用計画を踏まえ、本史跡内の給排水機能や配電機能に関する既存整備を再検討し、必要な内容の案を作成する。

(オ) 遺構表現に関する計画

保存活用計画を踏まえ、本史跡内の遺構の規模や性格の他、空間利用のあり方、環境等が適切に伝わるように、表現に必要な材料・工法等を再検討し、必要な内容の案を作成する。

(カ) 修景及び植栽計画

保存活用計画を踏まえ、本史跡の植栽機能に配慮しつつ、樹木が史跡に与える影響度を再検討し、適切な樹種・数量・緑量による修景等、必要な内容の案を作成する。

(キ) 案内・解説施設計画

保存活用計画を踏まえ、史跡内を見学者が快適に見学等できるよう、本史跡の案内、解説施設の位置、意匠を再検討し、必要な内容の案を作成する。

(ク) 管理・便益施設計画

保存活用計画を踏まえ、史跡内を見学者が快適に見学等できるよう、必要最小限の休憩施設・便所・ベンチ・照明等の位置等を再検討し、必要な内容の案を作成する。

(ケ) 公開・活用に関する施設計画

保存活用計画を踏まえ、屋内展示および体験学習等を通じて本史跡に対する理解を促す施設に関し、既存施設の活用を含め再検討し、必要な内容の案を作成する。

(コ) 環境保全計画

保存活用計画を踏まえ、本史跡周辺地の景観について保全方法等を再検討し、必要な内容の案を作成する。

(サ) 地域関連文化財等との整備活用計画

保存活用計画を踏まえ、地域全体の視点から本史跡と関連する文化財等との関係を把握するとともに包括的な整備活用方法の案を作成する。

(シ) 整備調査計画

保存活用計画を踏まえ、整備に係る資料等の収集を目指した発掘調査等を検討し、必要な内容の案を作成する。

(ス) 公開・活用計画

保存活用計画を踏まえ、整備事業の実施時期に関わらない、各段階における公開・活用内容及び方法の案を作成する。

(セ) 管理・運営計画

保存活用計画を踏まえ、整備事業の実施時期に関わらない、各段階における管理・運営内容及び方法の案を作成する。

(ソ) 整備事業計画

保存活用計画を踏まえ、遺構の保存整備や保存整備に係り実施する発掘調査の計画等及び設計等に必要な測量調査、地盤調査計画案を作成する。

(タ) 整備スケジュール

保存活用計画を踏まえ、上記（ア）で検討した各地区区分の整備工程案の作成を支援する。

（チ）整備事業予算検討（概算工事費算出）

整備について概算事業予算の素案をまとめる。

（5）委員会支援

（ア）受託者は委員会開催に係り、その時点における検討成果の概略を資料としてまとめ、委託者に提出する。なお、提出期日は、委託者の指示に基づくものとする。なお、委員会は2回程度とする。

（イ）受託者は委員会に出席し、記録作成等の支援を行う。

（ウ）受託者は、委員の発言要旨をまとめた議事録ならびに委員会对応についてまとめた資料を作成し、委託者に提出する。

（6）協議

（ア）打合せ協議は、業務着手時ならびに中間（2回）ならびに業務完了時に行うものとする。なお、回数は4回程度とする。また、協議は対面式を基本とするが、新型コロナウイルス感染対策等、対面式協議の実施が困難と判断できる時には遠隔協議も可とする。

（イ）打合せ協議は、上記以外に委託者が必要と判断した場合には随時行うものとするが、その手段は必ずしも対面式でなくても良い。

（ウ）受託者は、打合せ協議の内容の詳細を記載した打合せ記録簿を作成するものとする。

18 成果品

受託者は、業務が完了したときは、成果品として次に掲げる書類等及び完了届を委託期間満了日までに提出しなければならない。

（1）業務報告書 A4版 カラー ファイル閉じ 2部

（2）計画素案（打ち出しならびにデータ） 各2部

（3）委員会資料および議事録 2部

（4）協議記録簿 1式

上記の電子データ（ワード・エクセルデータ） 1式

上記成果品提出方法は委託者の指示に基づく

（5）その他、委託者が必要と認める成果品 1式

19 監督職員

（1）委託者は、当該業務等における監督職員を定め、受託者に通知するものとする。

（2）監督職員は、成果品に定められた事項の範囲において、承認及び協議等の職務を行うものとする。

20 添付資料

別紙1 … 史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画 章立て（案）

別紙2 … 業務工程表（案）

21 その他留意事項

- (1) 本史跡は、古代下総国の文化・宗教の中心であることを示す下総国分寺跡と、古代の生産施設の在り方を具体的に示した北下瓦窯跡が近接する史跡として我が国の歴史上極めて高い価値を有している。受託者は、本史跡の本質的価値を理解し、当該価値の整備等について正しく検討できる技術等を有する者が望ましく、そのために過去15年以内に同様の整備基本計画およびこれに類する計画、設計、施工管理等の業務実績を有する者とする。
- (2) 本業務は、『千葉県文化財保存活用大綱』に基づく計画策定支援とすること。
- (3) 受託者は、委託者に作業の進捗状況等を適宜報告し、また、必要事項を協議すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議のうえ、決定するものとする。

史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画 章立て（案）

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

第2節 計画策定の目的

第3節 委員会の設置

第4節 関連計画

第2章 史跡ならびに周辺環境

第1節 自然・地理的環境

第2節 社会環境

第3節 歴史的環境

第3章 史跡の概要

第1節 史跡の歴史

第2節 史跡の構造

第3節 これまでの調査の概要

第4節 これまでの活用の概要

第5節 これまでの整備の概要

第4章 史跡の指定状況

第1節 指定に至る経緯

第2節 指定の状況

第3節 指定地の状況

第5章 史跡の現状と課題

第1節 史跡の本質的価値と構成要素

第2節 保存管理の現状と課題

第3節 整備の現状と課題

第4節 公開活用の現状と課題

第5節 運営体制の現状と課題

以下については令和7年度に策定予定

第6章 史跡の整備の理念と整備基本方針

第1節 史跡の位置付け

第2節 大綱と基本方針

第3節 整備の理念と整備基本方針

第7章 史跡整備基本計画

第1節 ゾーニング計画

- 第2節 遺構整備計画
- 第3節 造成整備計画
- 第4節 動線整備計画
- 第5節 便益施設整備計画
- 第6節 植栽整備計画
- 第7節 公開活用計画
- 第8節 運営体制計画

第8章 事業計画

- 第1節 整備計画

附章 整備概算事業費

